

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

審査請求人

● ● ● ● ● ● ●

廴 分 廴

墨田区長

審査請求人が令和元年１０月１５日に提起したすみだプレミアム付商品券非該当決定に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

本件審査請求に係る事案の経過は、次のとおりである。

- 1 処分庁は、審査請求人が行ったすみだプレミアム付商品券購入引換券交付申請（以下「本件申請」という。）に対し、令和元年９月２７日付けで審査請求人はすみだプレミアム付商品券の購入対象（以下「購入対象」という。）には該当しない旨を決定（以下「本件決定」という。）し、審査請求人へ通知した。
- 2 上記の通知を受け、審査請求人は本件決定を不服とし、同年１０月１５日に審査庁に対して本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨及び理由は、以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めている。

2 審査請求の理由

(1) 処分庁のホームページの掲載内容から判断すると、審査請求人は購入対象に該当するはずであるが、処分庁が購入対象に該当しないとした本件決定は取り消されるべきである（以下「第1の主張」という。）。

(2) 仮に上記の主張が認められなかった場合は、以下のことについて処分庁は審査請求人に説明をするように求める（以下「第2の主張」という。）。

ア 処分庁のホームページの内容をどのように解釈すれば、審査請求人は購入対象に該当しないと判断できるのか。

イ 処分庁に電話で確認をしたところ、審査請求人は購入対象に該当すると言われ、本件申請書を送付されたが、本来ならば、処分庁は電話での確認時に審査請求人は購入対象に該当しない旨を審査請求人に伝え、申請書を送付すべきではなかったのに、そのような対応をしなかったのはなぜか。

ウ 処分庁は、審査請求人から本件申請書が届いた時点で、本件申請書に「本人が非課税で、同一世帯に課税者はいるが扶養ではない」旨の付箋が添付されていたので、審査請求人は購入対象に該当しないことを判断できたはずであるのに、本件申請から決定まで2か月弱かかったのはなぜか。

理 由

1 第1の主張について

(1) 審査請求人は第1の主張のとおり、本件決定の取り消しを求めているが、そもそも、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審

査請求の対象となる「処分」とは、「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの（最高裁昭和39年10月29日判決・民集18巻8号1809頁）」とされている。

- (2) もっとも、本件のような地方公共団体が地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に規定する補助を行うことは、「行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、原則として私法上の贈与に類するものであり、地方公共団体の長が行う補助金交付決定は、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾と同視することができる（名古屋地裁昭和59年12月26日判決・判例時報1178号64頁、東京高裁平成元年7月11日判決・行政事件裁判例集40巻7号925頁）」ので、補助金の交付決定については、行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、審査請求の対象となる「処分」には該当しないと解するのが相当である。
- (3) そこで、本件決定に係るプレミアム付商品券の申請手続、申請書の審査等を定めるプレミアム付商品券事業実施要領（平成31年4月1日府政経運第78号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知の別紙）をみるに、当該要領は、プレミアム付商品券の購入引換券の交付を求める者の申込みとこれに対する行政庁の承諾によって成立する関係について定めるにとどまり、また、購入引換券の交付、不交付決定に対する不服申立手続が規定されている等の行政処分的性質を付与する特段の法的な規定は設けられていないことから、上記2(2)に記載する私法上の贈与に類する行為について定めた内部規程であり、当該要領に基づいて行われた本件決定は、審査請求の対象となる「処分」に該当するものではない。
- (4) よって、本件審査請求は、行政不服審査法に基づく審査請求の前提たる行政処分が存していないことから、審査請求として成立すべき要件を欠いており、不適法である。

2 第2の主張について

審査請求人は第1の主張以外に第2の主張のとおり主張する。もっとも、当該主張は、処分庁のホームページの記載内容、電話対応の方法及び事務手続の処理の方法に対する処分庁からの説明を求める要望であり、これらは審査請求の対象とはならない事項にわたる主張であるので、本件の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であるから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月25日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和元年 11 月 25 日

墨田区長 山 本 亨